

震災からの復興に向けた補正予算の早期編成を求める意見書(案)

3月11日に発災した東日本巨大地震・大津波被害からの本格的な復興は被災地のみならず、日本経済全体の復興を意味することとなる。わが国全体が非常事態である今、政府が迅速に復興に向けた大規模な補正予算を編成し、執行していくことが、被災者に安心を与え、自治体が躊躇なく的確な事業を実施することにつながる。したがって一刻も早い復興に向けて更なる補正予算を編成し、本格的な復興に向けた力強いメッセージを内外に発信することは、国会及び政府に課せられた重大な使命と考える。

しかしながら、菅直人総理は5月16日の衆院予算委員会で「拙速は気をつけなければならない」などと述べたが、本格的な復興に向けた早期の大規模な補正予算編成は、一刻も早く復興を願う国民の期待や、復旧・復興に向けて活動する被災民の気持ちに応えるものである。

このような中、6月2日、内閣不信任決議案が提出され、否決されたものの、現在は、与党の民主党内でも、菅政権への信頼は失われつつあり、混乱を極めている。

よって、菅直人総理は、すみやかに退陣し、このたびの未曾有の大災害から一刻も早い復興を実現するため、新しい体制で第二次補正予算を編成し、早期成立を図るよう、強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成23年6月30日

和歌山県議会議長 新島 雄

(提出者)
中村 裕一
長坂 隆司
角田 秀樹
山下 大輔

(意見書提出先)
衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
財務大臣
内閣官房長官
国家戦略担当大臣
内閣府特命担当大臣(経済財政政策)